

『市民活動補償制度』をご存じですか？

市民活動を実践している活動者などが、活動中にけがや死亡した場合、あるいは活動の参加者などに損害を与えた場合などに補償を行います。保険料は全額市が負担します。

●補償の対象となる人
・指導者、活動者、活動を伴う参加者
※単なる観覧者や活動を伴わない参加者などは除きます。

『2014年度版市民活動団体ガイドブック』の登録団体を募集します

日頃の活動を多くの人に知ってもらいたい、一緒に活動してくれるメンバーを募集したい、というNPOやボランティア団体は登録ください。

「まちづくり通信」vol.5
まちづくり自治基本条例

- 補償対象 次の①～⑤の内容を全て満たす活動
- ① 5人以上の市民で組織され、市内に活動の拠点を置いた市民活動団体による活動
 - ② 広く公共の利益を目的とした自発的な活動
 - ③ 年間を通じて計画的・継続的に行われている活動
 - ④ 無報酬で行っている活動
 - ⑤ 佐賀市内における活動

区分	給付金額	
傷害補償	死亡	500万円
	後遺障害	15万円～500万円
	入院	3,000円/日(180日以内)
	通院	2,000円/日(180日以内の通院で90日を限度)
	手術	3万円～12万円
賠償責任補償	身体賠償	6,000万円(1人) 3億円(1事故)
	財物賠償	300万円(1事故)
	※免責金額は10,000円(1事故)	

●補償の対象とならない活動・事故
・スポーツ活動全般、政治や宗教または営利を目的とする活動、有償で行われる活動(交通費などの実費支給を除く)、自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動、職場や学校などの行事として行う活動など
・活動地への往復途上の事故

「協働」ってどういうこと？
市民、市民活動団体、事業者、議会、行政はそれぞれ得意とすることがあります。お互いの特徴や得意なことを活かしながら、連携・協力して、地域や社会の課題を解決していく手段が「協働」です。

「協働」がまちづくりのポイントなの？
皆さんの普段の生活の中で、みんなで何かに取り組み時は、目的を共有し、それぞれの役割をはっきりさせると、物がスムーズに進んでいくのではないのでしょうか。まちづくりも同じです。

●申し込み・問い合わせ
〒840-0826
佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀商工ビル7階
佐賀市役所 協働推進課
市民活動推進係
☎40・7078
FAX 40・7385
kyodo@city.saga.lg.jp

お問い合わせ
協働推進課
市民活動推進係
(佐賀商工ビル7階)
☎40・7078
FAX 40・7385

申し込み・問い合わせ
〒840-0826
佐賀市白山二丁目1番12号
佐賀商工ビル7階
佐賀市役所 協働推進課
市民活動推進係
☎40・7078
FAX 40・7385
kyodo@city.saga.lg.jp

「協働」ってどういうこと？
市民、市民活動団体、事業者、議会、行政はそれぞれ得意とすることがあります。お互いの特徴や得意なことを活かしながら、連携・協力して、地域や社会の課題を解決していく手段が「協働」です。

「協働」がまちづくりのポイントなの？
皆さんの普段の生活の中で、みんなで何かに取り組み時は、目的を共有し、それぞれの役割をはっきりさせると、物がスムーズに進んでいくのではないのでしょうか。まちづくりも同じです。

みんなで市民活動を応援しよう！

佐賀市市民活動応援制度「チカラット」投票(届出)の受付を開始します！

市民活動応援制度「チカラット」は、佐賀市が平成23年度から始めた制度です。

この制度では、市民活動団体が行う事業に対して、市民の皆さんが応援したいと思う事業を選んで投票(届出)します。

その投票数に応じて、市民活動団体への支援金が決まります。市民の皆さんの応援(投票)をお待ちしています。

●投票(届出)できる人
平成26年4月2日現在、18歳以上で、6月1日に佐賀市に住居登録がある人

●投票(届出)概要
・外部審査委員会による審査を経た公益的な支援対象事業39事業の中から応援したい事業を3つまで選んで投票(届出)できます。

●投票(届出)方法
郵送、ファクス、窓口届出など

※支援対象事業や投票(届出)方法など詳しくは、「月刊ぶらざ」6月号掲載の「制度・事業・団体紹介」をご覧ください。また、投票(届出)用紙や返信用封筒(切手不要)も掲載しています。

市民活動応援制度投票(届出)のイメージ図

支援対象事業

(市民活動団体が実施する公益的な事業)



- 子どもの健全育成分野の事業
- 環境分野の事業
- 福祉分野の事業
- まちづくり分野の事業
- 文化・芸術・スポーツ分野の事業
- 社会教育分野の事業
- ……など

- ① 団体・市からの事業PRをみて市民が提案事業の活動の内容を知る(活動に対する共感)
- ② 市民が応援したい事業を選び、投票(届出)
※3事業(団体)以内で投票(届出)できます。



投票(届出)

1票あたりの支援金額550円

市から事業実施団体へ交付



③投票(届出)数に応じて支援金を交付

- 1事業を選ぶと1/1
1票あたりの支援金額(約550円)がそのまま市民活動団体に交付されます。
- 2事業を選ぶと1/2
1票あたりの支援金額の1/2の額(約275円)が選んだ団体にそれぞれ交付されます。
- 3事業を選ぶと1/3
1票あたりの支援金額の1/3の額(約183円)が選んだ団体にそれぞれ交付されます。

※1票あたりの支援金額550円：平成26年4月2日時点で個人市民税に係る予算額の1% (約1億円) を「18歳以上の市民の人口(約19万人)」で割った額

問い合わせ 協働推進課 市民活動推進係 ☎40・7078 FAX40・7385